

# 環境の保全のための意欲の増進及び 環境教育の推進に関する法律について



環 境 省

## 法律の背景

### 環境保全上の課題が山積

- ・ 地球温暖化の防止
- ・ 自然環境の保全、再生
- ・ 循環型社会の形成 etc.

各界各層の自発的な  
環境保全活動が必要

- ・ ヨハネスブルクサミットでの小泉総理の「人づくり」の提案
- ・ 国連「持続可能な教育の10年」 etc.

環境保全を担う人づくりを  
進める気運の高まり

国民、NPO、事業者等による環境保全への理解と取組の意欲を高めるため、環境教育の振興や体験機会、情報の提供が必要

## 法律制定、施行についての経緯1 (中環審中間答申へ)

- 平成11年  
12月24日 中央環境審議会答申「これからの環境教育・環境学習  
持続可能な社会をめざして」
- 平成13年2月～  
平成14年6月 自民党環境部会環境教育小委員会において環境教育の推進等につ  
いて議論
- 平成13年  
10月25日 民主党環境部門会議（小宮山洋子NC環境大臣開催）において、環  
境教育について文科省、環境省からヒアリング
- 平成14年  
4月12日 「環境保全活動の活性化法策について」中央環境審議会に諮問  
環境保全活動の活性化方策に関する意見募集（4/22～5/23）
- 5月 中央環境審議会環境保全活動活性化専門委員会地方ヒアリング
- 8月～9月 3カ国サミットで、小泉総理が人づくり、パートナーシップを提唱
- 10月～11月 中間答申案についての意見交換会（東京、名古屋、仙台、福岡、  
大阪、奈良）、NGOミーティング（計3回）開催
- 11月20日 与党環境施策プロジェクトチームに「環境教育推進に関する小委員会」  
（環境教育小委）を設置。各省、NGO等からのヒアリングを開始。
- 12月17日 中央環境審議会中間答申「環境保全活動の活性化方策について」

## 法律制定・施行についての経緯2 (法律の公布)

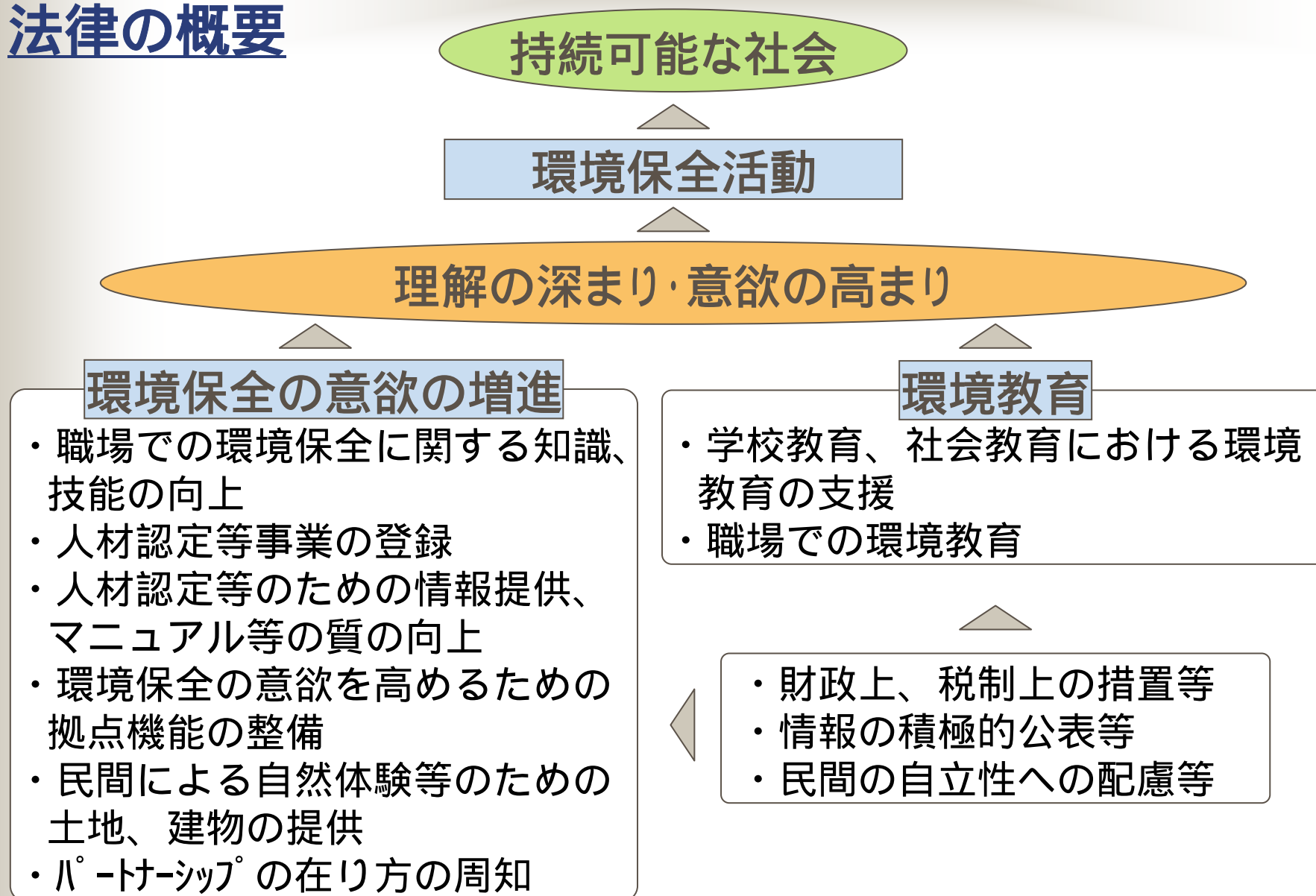
- 平成15年  
2月5日 小泉総理が、参議院本会議で、環境教育等に関する法制化に前向きな答弁
- 2月19日 民主党が、参議院に「環境教育振興法案」を提出
- 3月25日 法案化に向けて環境教育小委を拡大し、「与党環境の保全・教育の促進に関するプロジェクトチーム」(環境教育PT)を設置
- 6月17日 与党環境教育PTにおいて、法案を了承
- 6月19日 民主党環境部門会議において、与党法案について審議
- 6月26日 社民党環境部会において、与党法案について審議
- 7月15日 衆議院環境委員会において、松本委員長(民主党)が法案を起草  
同日、衆議院本会議において、法案を可決
- 7月17日 参議院環境委員会において、法案を可決
- 7月18日 参議院本会議において、法案を可決、成立
- 7月25日 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の公布

## 法律制定・施行についての経緯3（施行に向けての取組）

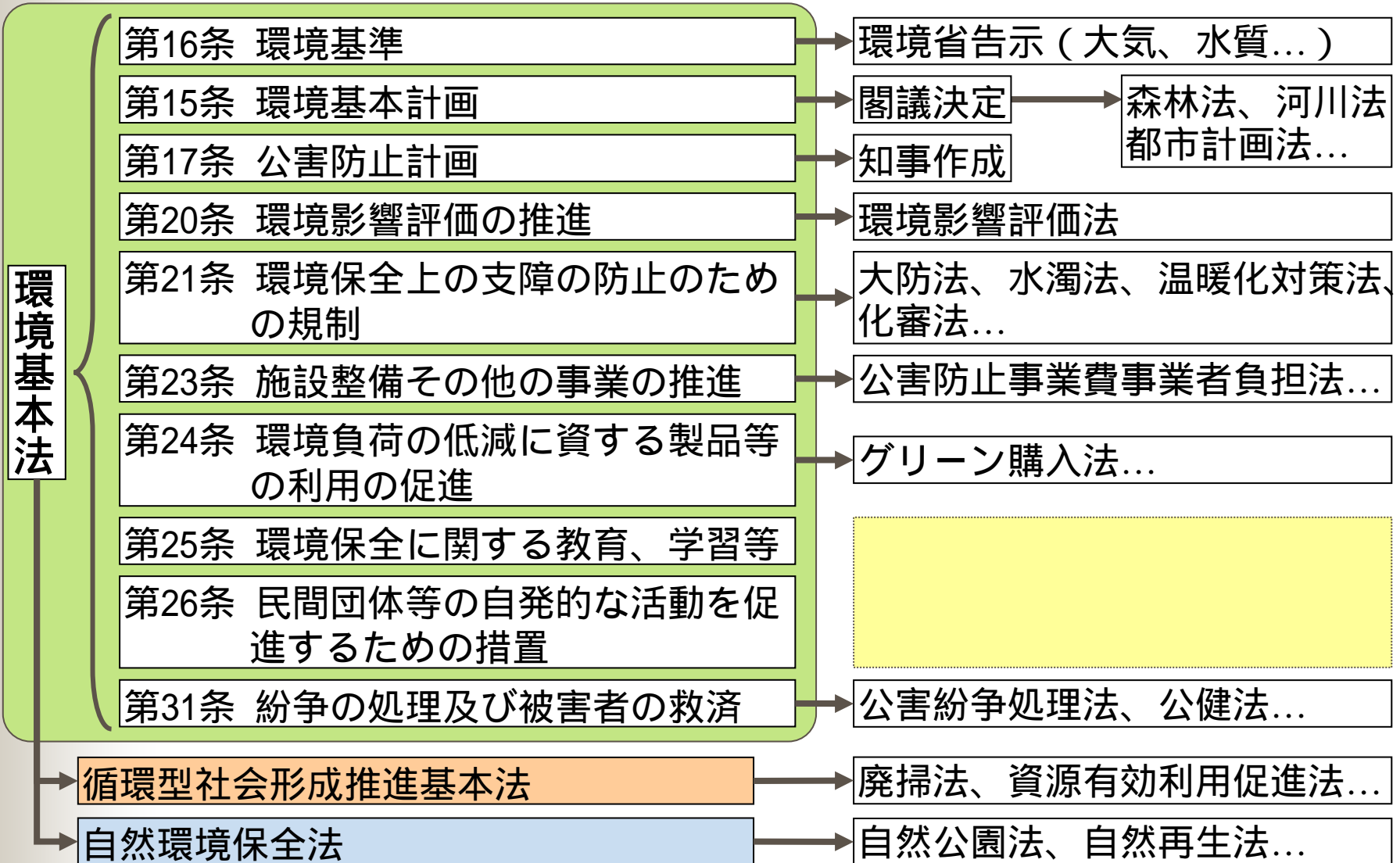
- |                |  |
|----------------|--|
| 平成15年<br>8月28日 | 環境保全活動・環境教育推進法意見交換会開催（環境パートナーシップオフィス主催）                                |
| 9月～10月         | 環境保全活動・環境教育に関する地方意見交換会開催（東京、仙台、名古屋、大阪、福岡）                              |
| 11月13日         | 環境保全活動・環境教育推進法に基づく基本方針作成に向けての意見交換会（環境パートナーシップオフィス主催）                   |
| 平成16年<br>1月15日 | 環境保全活動・環境教育推進法に基づく基本方針作成に向けての意見交換会（同上）                                 |
| 2月9日           | 環境パートナーシップオフィス、基本方針作成についてNPO等より提出された意見を環境省に提出                          |
| 今後             | 基本方針の作成<br>人材認定事業等登録に関する主務省令の作成<br>環境保全活動・環境教育推進法全体の施行<br>（平成16年10月1日） |



## 法律の概要



# 環境関連の法体系における位置付け



## 目的(第1条)

持続可能な社会の  
構築のためには...

環境保全活動

環境保全の  
意欲の増進

環境教育

を各界各層が進めて  
いくことが重要です。

本法では...

基本理念

各主体の責務

基本方針

各種支援施策

などを定めます。

本法の制定により...

現在及び  
将来の国民の  
健康で文化的な  
生活の確保

に寄与することを  
目的としています。



## 定義(第2条)

### 環境保全の意欲の増進

環境の保全に関する情報の提供並びに環境の保全に関する体験の機会の提供及びその便宜の供与であって、環境の保全についての理解を深め、及び環境保全活動を行う意欲を増進するために行われるもの。

### 環境教育

環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習。

### 環境保全活動

地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備などの環境の保全を主たる目的として自発的に行われる活動のうち、環境の保全上直接の効果を持つもの。

## 基本理念(第3条)

環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育を行う際の基本的な理念を定めています。

**民間の自発的な  
意思を尊重しよう！**

**様々な主体がそれぞれ  
適切な役割を果たそう！**

**地域住民などの  
参加と協力を！**

**透明で継続性の  
ある取組を！**

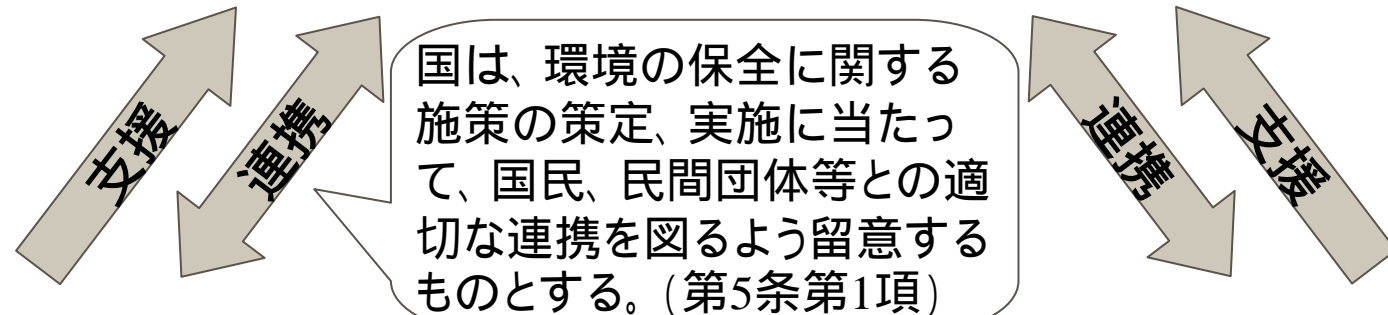
**以下の点に配慮しよう！**

- ・ 自然環境をはぐくみ、維持管理することの大切さへの理解
- ・ 国土の保全、地域の産業、生活、福祉の向上
- ・ 地域の文化、歴史の継承

## 各主体の責務(第4条～第6条)

### 国民、事業者、民間団体

- ・環境保全活動、環境教育を自ら進んで行うよう努める。
- ・他の者の行う環境保全活動、環境教育に協力するよう努める。



### 国

環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的かつ総合的な施策の策定、実施に努める。

### 地方公共団体

環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し、地域の特性に応じた施策の策定、実施に努める。

適切な  
役割分担

## 基本方針等(第7条、第8条)

環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育の動向を踏まえて、

### 国

環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針を定める。

内容：環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的事項、政府が実施すべき施策の基本方針 etc.

手順：環境大臣、文部科学大臣が案を作成し、閣議決定を求める。  
農水省、経産省、国交省の所掌に係るものは各大臣と共同で作成。  
広く一般の意見を聴かなければならない。  
閣議決定後は速やかに公表しなければならない。

### 地方公共団体

国の基本方針を参考にして、地域の特性に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成、公表するよう努める。



## 学校教育等における環境教育に係る支援等(第9条)

国や地方自治体は、学校教育や社会教育における環境教育の推進のために以下の施策を講ずるよう努めます。

総合的な学習の時間等  
における環境学習の充実



青少年向けの地域環境学習  
活動の活性化



その他、  
・教職員向け研修の充実  
・環境教育の推進に  
資する情報等の提供  
・調査研究を踏まえた  
環境教育の改善 etc.





## 職場での環境保全の意欲の増進及び環境教育(第10条)

民間団体、事業者、国や地方自治体は、その雇用する者の環境保全に関する知識及び技能を向上させるよう努めなければなりません。

雇用する職員に対して、  
・環境学習・研修の充実  
・環境ボランティア体験の機会  
・情報の提供  
などを行うよう努めましょう。



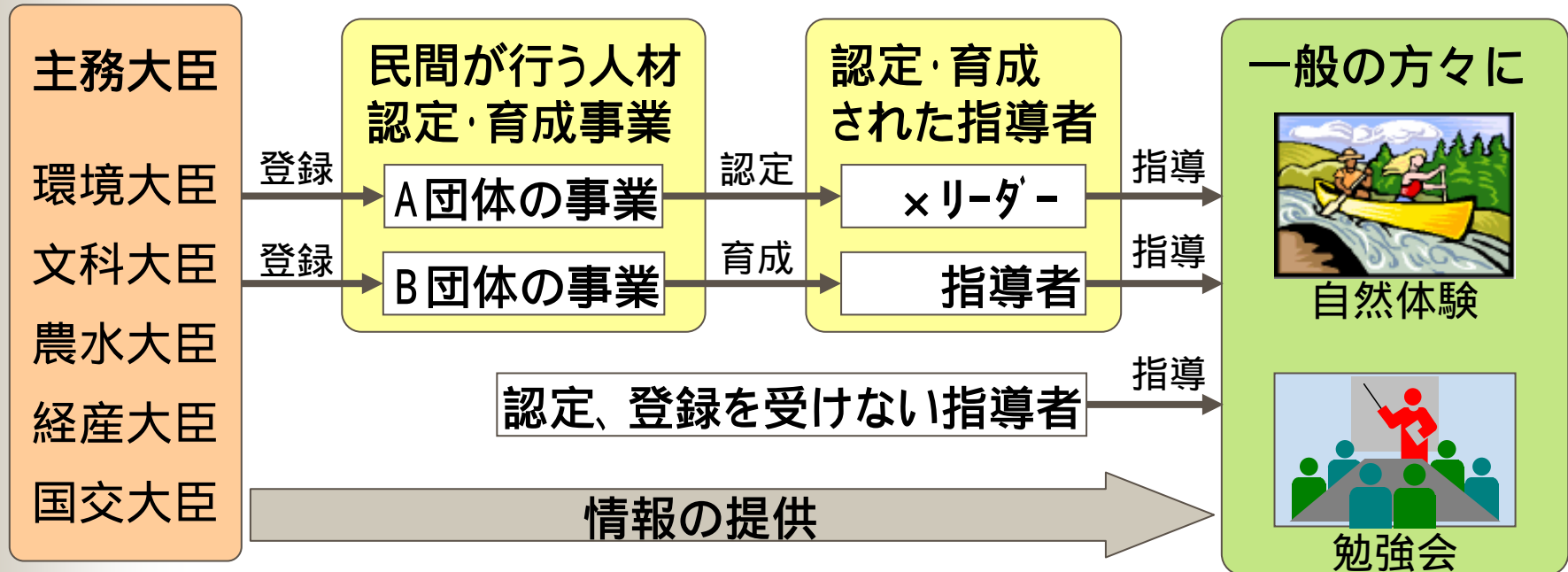
国、地方公共団体は、これらを支援するよう努めます。

【環境省での取組み】

- ・職員向けボランティア研修
- ・職員ボランティア派遣窓口の設置

## 人材認定等事業の登録等(第11条～第18条)

- ・国は、民間団体、事業者などが行う環境保全に関する指導者を育成・認定する事業の登録制度を創設します。
- ・人材育成・認定に関する取組事例、人材育成のマニュアルについての情報の収集、整理、分析、その結果の提供を行います。



- ・登録制度によって、民間が行う人材認定・育成事業の社会的信頼性が高まります。
- ・環境保全について学んだり、活動したりしようとする人が指導者を探し易くなります。

## 拠点としての機能を担う体制の整備(第19条)

国、地方公共団体は以下の拠点としての機能を担う体制を整備するよう努めます。

- ・ 環境の保全に関する情報、資料を収集し、提供する。
- ・ 環境の保全に関する人材育成のマニュアルについての照会や相談に応じて助言を行う。
- ・ 国民、民間団体、事業者が情報交換や交流を行う機会や場を提供する。

etc.

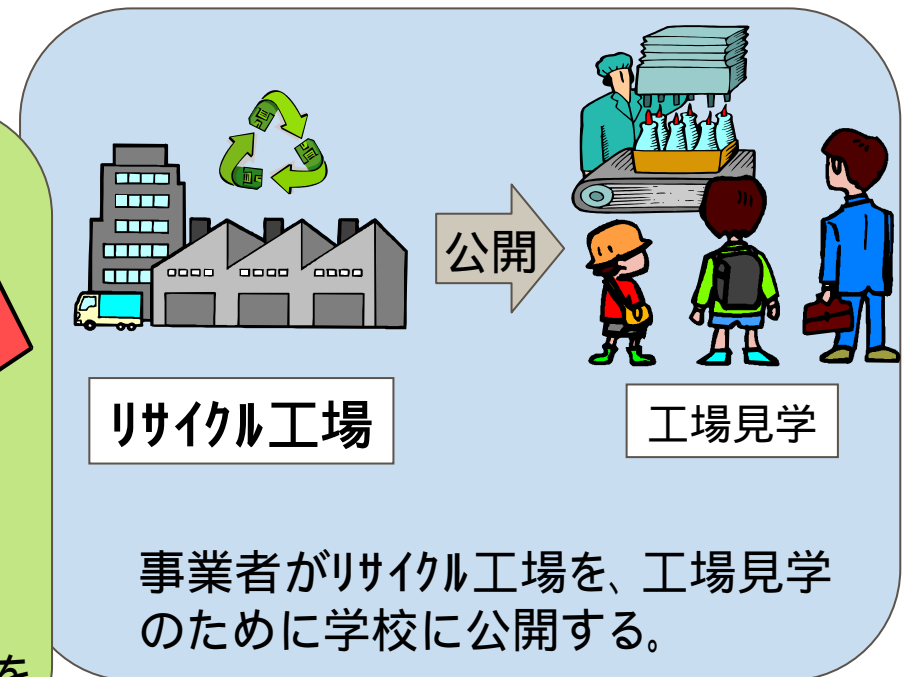


注) 新たな施設を建設するのではなく、既存の施設を最大限活用し、以上の機能を担う体制を整備することを想定しています。

## 民間による土地・建物の提供に関する措置(第20条)

国民、民間団体、事業者が、自らが所有したり、権利を有する土地又は建物を自然体験等の体験活動の場として自発的に提供することも重要です。

### 土地・建物の提供の例



国は、これらを促進するため、支援策を講ずるよう努めます。



## 協働取組の 在り方等の周知(第21条)

国は、国民、民間団体、事業者が適切に役割を分担しつつ、対等な立場で、協力して行うパートナーシップに基づく取組の効果的で適切な実施方法の周知に努めます。

## 情報の積極的公表(第23条)

国、地方公共団体、民間団体、事業者は、環境の保全に関する情報を積極的に公表するよう努めます。

## 財政上の措置等(第22条)

国や地方公共団体は、必要な財政上又は税制上の措置などを講ずるよう努めます。

## 配慮等(第24条)

国、地方公共団体は、

- ・国民、民間団体、事業者の自立性を阻害しないよう配慮
- ・公正性、透明性を確保

するよう努めます。



## 法律の効果



環境教育に積極的な学校もあるけど、そうじゃないところも多いわ。

市役所でも熱心な人以外は無関心ね。

環境保全の知識を学ぶだけでなく、実際に汗を流して活動しないと。



環境保全について学んだり、活動しようとしても、きちんと指導してくれる人はどこにいるのかな...

## 底上げ

国が基本方針、地方公共団体が方針、計画を定める。

地域の各主体が連携して、総合的な環境教育を推進！

## 裾野の広がり、支援

- ・ 環境保全のために皆が役割を果たす責務があると定めた。
- ・ 環境保全活動につながる意欲を高めるための支援を行う。  
(人材、拠点、情報 etc.)

## 信頼性向上

人材を育成・認定する事業を国が登録し、情報を提供する。

能力のある人材を活用！

## 今後のスケジュール

平成15年10月1日 一部施行（人材認定等事業の登録に関する規程以外）

9 - 11月 仙台、東京、名古屋、大阪、福岡で意見交換会を実施  
平成16年 春～

- ・ 専門家による議論
- ・ パブリックコメントの実施
- ・ 国の基本方針の策定
- ・ 人材認定等事業の登録制度に係る主務省令の公布
- ・ 基本方針、主務省令の周知

基本方針を  
皆さんと共に、  
作っていきます。

平成16年10月1日 完全施行（人材認定等事業の登録に関する規程）

## まとめ

# 持続可能で魅力ある社会の実現へ！！

一人一人の環境保全活動の活発化

理解の深まり・意欲の高まり

